

○ 千葉工業同窓会規約

千葉工業同窓会規約

(目的)

第1条 この規約は、千葉工業同窓会会則（以下「会則」という。）第19条の規定に基づき本会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。この規約に定めのない事項については、常任幹事会において決定する。

(支部の設立)

第2条 本会の支部を設立するときは、名称、所在地、地域、会員数、その他必要事項について、会長に届出なければならない。

2 本会の支部が合併若しくは廃止したとき、又は名称その他届出事項に変更があったときも、また同様とする。

3 本会は、第1項の届出があったときは、支部設立に必要な経費の貸付をすることができる。

(支部の助成)

第3条 会則第4条第5号に規定する支部の助成は、次のとおりとする。

(1) 本会の支部は、その活動について、年1回、本会に報告するものとする。

(2) 本会は、前項に規定する報告があったときは、常任幹事会の承認を得て、支部の活動に資する一部助成金を次に定めるものについて、年1回に限り交付することができる。

ア 固定費（各支部とも一律とする。） 5,000円

イ 変動費（前々年度の会費決算×0.1）

ウ 渉外費（他支部総会出席費用）

エ その他会長が必要と認めたもの

（本部役員、現職校長及び歴代校長の経費）

第4条 本会は、会則第4条第6号に規定する本部及び支部行事に出席する経費を交付することができる。

2 本部役員（顧問を含む。）、現職校長及び歴代校長が支部総会及び記念行事等に出席する場合は、参加費を支給する。

(母校の後援)

第5条 会則第4条第4号に規定する母校の後援は、次のとおりとする。

(1) 部活動に対する申出があったときは、常任幹事会の承認を得て、次に定める助成金を交付することができる。

ア 関東大会 10,000円以上

イ 全国大会 10,000円以上

(2) 千葉工業高等学校を卒業する卒業生に、卒業証書の筒入れを贈呈する。

(会報の発行)

第6条 本会は、毎年1回以上会報を発行し、会員に配布する。

(同窓祭の開催)

第7条 本会は、毎年、同窓祭を開催する。

(寄付金)

第8条 本会は、会則第15条第1項に定める寄付金を募るため、別途細則を定める。

(旅費の支給)

第9条 本会は、本部役員が会議等に出席した場合には、当該役員に対し別途規程に定める旅費を支給することができる。

(特別委員会の設置)

第10条 本会の運営に当たり、会長が必要と認めるときは、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、委員長及び委員で構成する。ただし、委員長が必要と認めるときは、副委員長を置くことができる。

3 特別委員会の委員長は、正会員のうちから会長が指名し、副委員長及び委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

4 特別委員会の開催に伴う経費は、会長の承認を得て、支出することができる。

(慶弔見舞)

第11条 本会は、会則第4条第6号に基づき、同窓会本部役員（顧問を含む。）、歴代校長、現校長及び支部役員（顧問を含む。）に慶弔見舞金を支給することができる。

(規約の改正)

第12条 この規約を改正しようとするときは、総会又は幹事会の議決を経るものとする。

附 則

この規約は、平成3年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年5月23日から施行する。(第7条一部改正)

附 則

この規約は、平成9年6月8日から施行する。(第7条一部改正)

附 則

この規約は、平成13年5月20日から施行する。(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7

条及び第8条一部改正、旧第5条削除)

附 則

この規約は、平成25年5月26日から施行する。(第2条、第3条、第5条一部改正、第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、条項の変更及び追加)

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。(第4条第2項の一部変更及び第3項を削除)

附 則

この規約は、平成29年5月27日から施行し、平成29年度の支部助成から適用する。
(第3条第2号ウ中金額を削除)

附 則

この規約は、平成30年5月26日から施行する。(第5条第1号アを削除)